
令和元年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 9 月 会 議 会 議 録 (第 5 日)

議事日程 (第 5 号)

令和元年 9 月 13 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1 一般質問

10 番 町田 正一 議員

3 番 植村 圭司 議員

7 番 音嶋 正吾 議員

本日の会議に付した事件

(議事日程第 5 号に同じ)

出席議員 (15名)

1 番 山川 忠久君

2 番 山内 豊君

3 番 植村 圭司君

4 番 清水 修君

5 番 土谷 勇二君

6 番 久保田恒憲君

7 番 音嶋 正吾君

9 番 小金丸益明君

10 番 町田 正一君

11 番 鶴瀬 和博君

12 番 中田 恭一君

13 番 市山 繁君

14 番 牧永 護君

15 番 赤木 貴尚君

16 番 豊坂 敏文君

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 米村 和久君 事務局次長 村田 靖君

事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	高下 正和君	建設部長	永田秀次郎君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	堀江 敬治君
消防本部消防長	下條 優治君	総務課長	中上 良二君
財政課長	松尾 勝則君	会計管理者	松本 俊幸君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ報告いたします。壱岐新聞社ほか2名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、10番、町田正一議員の登壇をお願いします。

〔町田 正一議員 一般質問席 登壇〕

○議員（10番 町田 正一君） おはようございます。それでは、質問通告順に一般質問を行いたいと思います。

テレビでも連日報道されているように、今、千葉県は今日で電気がとまってから5日目を迎えております。断水、電気がとまると、ここまで市民生活に影響があるのかというぐらいに、これまたもう、今、便利さになれて、私たち、水道の蛇口をひねったら水道が出るし、スイッチをひねれば電気がつくし、それが日常生活の中で当たり前とっていますが、今回のような、あの電信柱とか鉄柱なんか、風速40メートルに耐えられるような形で全国一律に設置されているのですが、今回、千葉市は台風15号の影響で、風速57.6メートルという非常に強風が吹いて、想定外の事態だというふうに言っていますが、壱岐市でも50年に1度、2年前に集中豪雨がありました。もう今からは、この想定外とかいうような言葉が通用しないような時代になってきていると思います。

市民生活の安全を守るのは行政の第一の責務なんですけど、これ、改めて事前に予防してもなか

なか評価されません。いざ災害が起こったら、多額の費用をかけて復旧するわけですが、きょうも、私は一般質問で、実は、私が壱岐市で一番危惧しているのは、数百年に1回の大地震に備えるとか、高さ二、三十メートルの津波に備えるとか、そんな議論もずっとありましたけれども、それよりも、今一番、僕が心配しているのは、この集中豪雨による急傾斜地の崩壊対策です。これが、一番、僕は喫緊の課題ではないかともう常日ごろ思っております。特に、壱岐の場合は、七浦とか八浦とか言われるように、漁業集落の周辺は、その地形的なこともありますし、ほとんどが後ろが急傾斜地です。壱岐市のハザードマップも私も玄関に張っていますが、大体漁業集落はほとんどその周辺が急傾斜地に入っています。

それで、きょうは、その急傾斜地の対策について質問したいと思います。もちろん急傾斜地とは、県の基準に従っておりますし、第一義的には保全、管理、修理する義務等は県が負っているわけですが、県と市の役割の分担というか、そういうのをまずきちんと確認しておきたいと思えます。

特に、今、急傾斜地といっても、もう建設から50年近くたっておりますから、非常に草木が繁茂しております。コンクリートの劣化もそうですが、こういった草木とかいう雑草とか、そういった面の対策も、これも保全という面で、県が全てやるのか、あるいは、市ができるのはどこまでかというのを、まず明確に答弁していただきたいと思えます。

それから、2番目に、さっきも言ったように、もう急傾斜地、特に漁業集落の周辺部の急傾斜地は築50年とかたっております、コンクリートが非常に劣化しております。特に、木の根が非常にコンクリートの内部まで入っておって、コンクリート自体がもうだんだん浮き出ているような状況です。県のほうも、これは把握しております。コンクリートの劣化については、県もそれは把握しているんですが、私の地域でも、実は公民館を通じたり、あるいは、瀬戸浦会を通じたりして、ここの箇所が非常に危ないと、あるいは壊れかかっておるという形で対策をお願いしているんですが、これも数年前から同じことの回答しか来ないんですが、状況は県としても把握していると。

ただし、予算の関係上、なかなか手がつかないという回答がここ数年ずっと続いておるんですが、現実に見ると、実は私の裏も急傾斜地で、ずっと要望しておったんですが、結局やっていただいたのは、後ろの急傾斜地が崩壊してからしか対応はしていただけませんでした。

行政というのは、かなりもうそういうところがあるんですが、昨今のこの集中豪雨、壱岐市なんか非常に多い、この集中豪雨に対して、これ、早急に手を打っていかないと、一端何かあったときには、もう甚大な被害が発生すると、それが私は一番怖いなと思っております。ぜひ、この面について、もちろん長崎県は地形的にも非常に県全体では急傾斜地が多いというのはわかっていますが、これをまず定期的に、やっぱり計画立てていかないと、今年やれとか、来年中にやれ

とかいうことじゃなくて、例えば、今年はこの箇所をやって、来年はこの箇所をやって、再来年はこういった形でやるとかいうような、ある程度長期的なビジョンがないと、毎年毎年こうした要望を出して小さなところを修理していったって、もう擁壁自体が築50年とかいったら、コンクリートのひび割れとか、木の根によるコンクリートの劣化とかが非常に進んでおって、なかなか安心して生活ができないような状況になっておると思っております。

それから、3番目に、急傾斜地の指定の基準、今は民家から何メートルで、角度が何度とかいような基準がありますけども、急傾斜地の基準の見直しまで含めてそういった対策が必要なんじゃないかと思っております。

それから、4番目は、これ、山川議員が質問されたので、答弁は要りません。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 町田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） おはようございます。10番、町田正一議員の質問にお答えをいたします。

1番目の県と市の役割分担はという御質問でございます。

まず、急傾斜地崩壊防止工事の採択基準について御説明を申し上げます。

基本的な条件といたしまして、傾斜度が30度以上ある土地であって、県が施工する急傾斜地につきましては、斜面の高さが10メートル以上、保全人家がおおむね10戸以上が必要となりまして、その後の維持管理についても県の管理となっております。

市が施工する急傾斜地につきましては、斜面の高さが5メートル以上、保全人家がおおむね5戸以上が必要となり、その後の維持管理は市で行っております。

また、県の急傾斜地に対する市の役割といたしましては、県管理の急傾斜地に対する維持管理の要望等につきまして、市が窓口として受付業務を行い、県へ進達を行っている状況でございます。

続きまして、2番目の御質問でございますが、議員御質問の急傾斜地は県管理でございますので、壱岐振興局道路河川班に確認をいたしましたところ、まず、伐採等の維持管理の要望については、例年、予算の確保が厳しい状況ではありますが、限られた予算で対応しているということでございます。

続いて、危険箇所の調査は行っているかとのことでございますが、県管理の急傾斜地につきましては、平成21年度より、施工年度の古い箇所から順に点検を実施しているとのことございまして、平成30年度までに、全箇所の点検が完了しているとのことでございます。

この点検によって、損傷等の状態を把握し、急傾斜地に評価ランクをつけ、優先度の高い箇所

から、国の補助事業でございます急傾斜防止施設緊急改築事業等により対策を計画的に実施しているとのことでございまして、令和元年度においては、勝本町の黒瀬西地区、芦辺町の瀬戸浦東部地区の2カ所を施工中とのことでございます。

市管理の急傾斜地につきましては、平成29年3月策定の壱岐市公共施設等総合管理計画に基づきまして、それに付随する計画として、次年度より、急傾斜地維持管理計画——長寿命化計画とも申しますが計画を策定する予定でございまして、今後は、この計画に基づいて、計画的な調査、対策を実施してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、3番目の御質問でございますが、急傾斜地の基準の見直しが必要とのことでございますが、都道府県が急傾斜地崩壊防止工事を行うことができる採択要件につきましては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律で定められておりまして、このことから、市の判断で基準の見直しというのは厳しい状況にございます。

しかし、議員御指摘のとおり、豪雨災害が以前に比べて増加している状況であり、住民の方におかれましても、不安を持っておられることと思っておりますので、この件につきましては、今後、県と協議を行いながら、採択要件の緩和が可能かどうか、研究を行ってまいりたいというふうに考えております。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） 急傾斜地の対策というのは、かなり、思った以上に多額の予算が要るんですが、部長、おわかりでしたら、県が、この壱岐市に対してどのくらいのこの急傾斜地の対策予算をつけているのか、この保全とかですね。それについて、もしおわかりでしたら、お答え願いたいと思います。

それから、もちろん基準の見直しというのは法律によって定められているんで、壱岐市が単独でということは非常に難しいというのは承知しておりますが、前文で申し上げたとおり、電柱だって、今、風速40メートルに耐えられるような形で鉄塔とか電柱がつくられているんですが、この前も、台風のように風速57メートル以上に想定外のことがあったら、それで大変な被害になるわけです。国も当然、基準の見直しというのは考えていると思っております。

特に、壱岐においては、まず、一番被害がとうてる、例えば勝本浦だろう、瀬戸浦だろうが、八幡浦だろうが、芦辺浦だろうが、特に漁業集落の周りは、この築四、五十年のこのコンクリート擁壁で囲まれている状況です。

だから、もう何回も言いますが、コンクリートの劣化が進んでいる状況の中では、やっぱり計画的に、住民の方もすぐ、全て取り出して、一緒にワッとそれはやってくれとまでは言わないけれども、まず、きちんと安全な保全対策は、これ、緊急に急がれると思っております。

地域でずっと要望を上げていても、要するに予算がないの一点張りで、結構、市のほうは大体、市に対する要望というのは、今年は予算づけが無理でも、2年後、3年後というのを形で必ず回答をいただけるんですよ。ところが、県のほうは、これもう何回も同じような要望をしているんですが、五、六年続けて要望しておっても、はっきり言えば予算がないの一点張りなんです、どのくらい壱岐市に対して県のほうが、こういった擁壁の補修とか、そういった調査とか修理にどのくらいの予算を使っていったのか、もし、おわかりでしたら教えてください。

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

○建設部長（永田秀次郎君） ただいまの御質問にお答えしますが、大変申しわけございません、数値的な資料を現在持ち合わせておりませんので、後日改めてお答えさせていただきたいと思えます。

○議長（豊坂 敏文君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） 今、この点検をずっとしちよって、来年度中には、それぞれの擁壁の強度も含めて、多分調査が終わるということなんで、県が今やっておって、来年度よりする、来年度中にこの強度診断とかいうのが終わって、多分、要するに劣化状況を見て、危険箇所からずっと、多分計画的に取り組んでいただけたと思いますので、ぜひ、建設部長におかれましては、振興局と打ち合わせをしていただいて、特に漁業集落の周りのもう劣化したコンクリートの状況というのを、ぜひ修理、保全というのをお願いしたいと思えます。

それから、2番目なんです、壱岐市が出している公営住宅長寿命化計画、私も昨年度、本当は29年度完成の予定の小式・大久保住宅がそのままになっているのはどういうことかということで、もう一回、長寿命化計画の再策定をしていただいて、計画では、本年度中に完成というふうな形で長寿命化計画を出していただいているんですが、当初予算で測量設計費は計上されておりました、私も安心したんですが、今のところ、測量の調査はしたというのは聞いているんですが、その後の進捗状況がまだはっきりわかっておりませんので、答弁をお願いしたいと思えます。

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 10番、町田正一議員の質問にお答えをいたします。

大久保団地の建てかえ事業につきましては、平成29年度に見直しを行いました壱岐市公営住宅等長寿命化計画において、平成31年から平成33年度にかけて整備する計画となっております。

本年度は、議員申されますように、測量設計費を計上しております、令和元年5月末に現地測量、平面測量及び縦横断測量に着手し、8月中旬には、建築設計にも着手をしております。

国庫補助事業として、木造平屋建て6棟を令和2年度、3年度において整備し完了したいとい

うふうに考えております。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） 質問通告にも出していますが、木造平屋建て6棟なんで、僕は、要するに、そろそろ新しい公営住宅のあり方というのも考えてもらいたいと、一つは思っているんです。

というのは、例えば、今は既にもう、公営住宅の家賃収入よりも公営住宅に対する修理費のほうが多額にかかるというような状況なんで、これ、ほかの自治体でも、移住者を受け入れるときは、もう既に、戸建て住宅をただで用意して来ていただけると、来て移住を受け入れるとかいうような状況になっておるんで、これ、市長の大きな政策転換にもなると思うんですが、壱岐市も、できたら若い人、僕もその住宅にはできたら若い人とか家族の人が住んでいただけるような形で拡充して行っていただきたいと思うんですが、ぜひ、モデルとして、例えば家賃を15年から20年払ったら、もう私有地というか払い下げにさせていただいて、もうその人のものになると。それで、あとはもう個人の負担で住宅の補修とか、修理とか、そういうのも全部やらせよう。今は、もう正直言って、窓ガラスの修理以外は全部公費で住宅の修理等をやっとなるような状況なんです。それをちょっと市長、考えていただきたいと思うんですが、とりあえず、このモデルとして、この6棟、こっち側がまた潰したら、また新たにまた建てるということになると思いますけれども、それについて市長の見解をお聞きしたいと思うんですが。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 住宅につきましては、いわゆる耐用年数、そして国の基準等々ございまして、特例で、その3分の1の年数がたったとき、4分の1の年数がたったとき云々というのがございますけれども、前提として、住宅を建てるときに、今、町田議員が言われたことを文言として書き入れるとか、そういったことは厳しいと思っております。

ただ、方針的に、そのことを行政の気持ちとして、そのことを申すことは大事だと思っておりますけれども、外に向けて情報発信するというのは非常に厳しいと思っておるところであります。

○議長（豊坂 敏文君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） じゃ、例えば、市長、今、ほかの、要するに、移住者を受け入れておる、人口減に苦しんでおる自治体等は、この戸建ての住宅を無償で提供すると、その人のものになると、そういうことを、その市にとか町とかに住んだら、ある一定程度の年限が来たら、その人のものになるというふうな形で、例えば募集しているところも、ほかの自治体もあります。これは、どういう法律に基づいて、その公営住宅法ではなくて、別の法律とか、市の単独という形でやっておられるということですか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今言われるように、これは、やっぱり政策として、恐らく単独なり、あるいは、もしかしたら起債があるかもしれませんが、少なくとも公営住宅法による公営住宅ではないと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） 市も、空き家対策の一環として、例えば、移住者に対して住宅の補助とかそういったこともやっています。要するに、公営住宅法にのっとったら、非常に厳しい縛りがあるんですよ。だから、私が考えとるような、20年たったら、例えばもう修繕費のほうの家賃収入よりもはるかに高くなるんじゃないかと、それやったら、市が、例えば起債でやるのか、そういったことは考えられないですか。要するに、人口減少対策とか、若い人を受け入れるとか、若い家族を受け入れるとか、そういった方向でやってはいけませんか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） きょうの町田議員の質問は公営住宅による質問、そして、今、そっちに話が少し広がっておるわけでございますけれども。実は、今、人口減少が日本全国起こっておる中で、定住人口をふやす、それはパイの奪い合いだという議論もございます。交流人口をふやすということ、関係人口をふやす、だから関係人口をふやすんだという、そういった議論もございます。

今、町田議員の御質問、それも一つの地域の活性化の議論であります。関係人口をふやす、これも議論であります。さまざまな議論の中で、そのことは考えていきたい。ここで、公営住宅に限っての件について、定住人口をふやす、そのことの議論については、この場では非常に無理があると思っておるところであります。それも議論の一つだと、定住人口をふやす一つの議論だということは十分理解いたしますが、そういうことを総合的にこの定住人口については考えなきゃいけないと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） 私、質問通告の中で、この入居者に20年程度で払い下げを認めると、移住対策としてモデル等に取り組むプランがあつてはいいんじゃないかと。

今、市長、そう言われたんですけど、これ、なぜ非常に難しいかというのと、要するに、公営住宅法では、住宅の選考委員会をつくるようになっていきます。そして、住宅困窮度も調べます。そしたら、小式住宅なんかもそうなんですけど、どうしても、要するに高齢化されておって、ほかに行くところがない。とりあえず、その住宅に困っておるかという形の人優先されるものですから、小式公民館自体がもうほとんど若い人がいないような状況なんです。だから、もう役員のなり手もないと、公民館で。

だから、非常に、公営住宅法を盾にとつて、それを住宅選考委員会を開かれると、どうしても若い人とか、そういった家族とかが、どうしても公営住宅に入れないんです。入れないというのが現実なんです。今、ここの住宅は政策的空き家という形で募集していないところもかなりあるんですけれども。ちょっと、僕は、これを、やっぱり研究してもらいたいと思っています。

公営住宅が必要な方が、片一方では非常に、住む家が、今まで借家だったのが、家主さんから追い出されるとか、もう家主さんから、建てかえるからちょっと出ていってくれとかいうような、私も事例もありますから、そういう方はもちろん、そういうのが必要なんです。こういった新しく建てる場合は、ある程度、若い人たちが定住できるような形の住宅プランというのをぜひ研究していただきたいと思います。そうすると、これ、いつまでたっても、要するに、借家住まいの移住者がずっとおる状況じゃなくて、できたら、10年、もう20年ぐらい住んだら、自分のものになると、私有地化できるというような目標があれば、そういったあれがあれば、公営住宅の、自分で家を建てて、銀行から金借りて建てることと、要するに一緒のことになりますから、まず定住させるというのは、自分の土地があるというのが、僕は、非常なインセンティブになると思っています。ぜひ、この面も研究していただきたい。既に、小式住宅のほうはもう設計が8月に終わって、来年中には、平屋建て6棟が建てられるということなんで、これは、地域の人にとつても、本当にありがたいことだと思っています。

あとはもう、選考過程で、できたら画分の、僕は、この住宅、本当はもう住宅のこの選考委員会のあり方というのも、僕は、ちょっと考えていただきたいと、正直言って思っているんですが、それも含めて、今後また質問いたします。どちらもやっていただけるということなんで、時間短いです。きょうはこれで終わります。どうもありがとうございました。

〔町田 正一議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、町田正一議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（豊坂 敏文君） 次に、3番、植村圭司議員の登壇をお願いします。

〔植村 圭司議員 一般質問席 登壇〕

○議員（3番 植村 圭司君） おはようございます。3日目の2番目になる植村でございます。

3番、植村圭司が4点、きょうは一般質問させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず最初に、タイワンリスの根絶対策ということで質問したいと思います。

実は、私、撲滅という言葉を使っていたんですけども、撲滅という言葉よりも根絶のほうがいいだろうと、これは、後ほど紹介します先生のほうに言われましたもので、ここは訂正させていただきまして、撲滅ではなくて根絶ということで進めていきたいと思っております。

まず、最近なんですけども、よく路上のほうに、車を走っておりましたら、タイワンリスがひかれている状況でありますとか、あと、畑の野菜をかじっている被害というのが見受けられます。本来、タイワンリスといいますのは、木の上を移動しますので、ひだちにおりてこないんですけども、そういった状況にもなってくる状況になってまいりました。

ほかには、家の中に入って電気のコードをかみ切っている被害でありますとか、あと、ケーブルテレビのほうなんですけども、ここ5年間で約2,500万円、ことしも500万円の被害があつているというふうに聞いております。

こういった形でタイワンリスの被害が拡大している中で、ことしの6月、前回議会ですけども、久保田議員からも質問がありまして、その際は、専門家の先生を呼んで講習会を開くというふうなお話でございました。その結果、8月の27日の日に、この専門家の方が来られまして、国立研究法人森林総合研究所の安田雅俊博士という方がいらっしやいまして講演会されました。私のほうも参加してまいりまして、その結果をとということで、きょう、ちょっとお話ししたいと思っております。

この講習会では、タイワンリスの効果的な捕獲方法でありますとか生態についてお話いただきました。そうしますと、ちょっとざっくり言いますと、現在、壱岐島に約10万頭ぐらいのタイワンリスがいるだろうというふうなお話でございまして、1年に2回出産しまして、3回これを繰り返すというふうなお話でございました。

そうしますと、全部生きるわけじゃなくて、死んだりしますので、年間で約1.4倍、放っておくと2年間で約2倍にふえるというふうな計算になっているそうです。そうしますと、まずふえる以上にとらないと減らないと。当たり前の話なんですけども、そういった状況がございまして、仮に、ことしで考えますと、10万頭の4割ですから、4万頭がふえていくという話になります。1頭700円で計算しますと、今、700円支給ありますので、2,800万円必要になるというふうになります。とんでもない話だなというふうに思った次第です。

とり方としましては、餌には栗がいいということで、その栗に椿の油を塗って仕掛けると効果が上がるというふうなことでした。こういったお話のほかに、熊本県の宇土半島のほうで封じ込めに成功しているといったようなお話でございました。

これを聞きまして、先生は、壱岐のほうでも、現状であってもタイワンリスを根絶できるということで、可能性はあり得るというふうなことでお話をしてありまして、ただし、根絶か、タイワンリスの共生化というのは地元の住民で決めてくれと、壱岐の人たちで決めてくださいというふうなお話で結んでありました。

私としましては、できるのであれば、といいますか、可能であれば、タイワンリス根絶に向けて活動をしたほうがいいだろうと、やるのであれば早いほうがいいだろうと思ひまして、今回、

御提案をさせていただこうと思っております。

台湾リス根絶に向けまして、先生のほうから提案もありまして、それで、具体的な行動計画としまして、駆除計画の策定、もしくは、捕獲専従チームをつくるでありますとか、捕獲料の支払い回数も今、年2回ということでございましたので、もう少しふやしたほうがいいんじゃないかというふうに思いました。

これら勘案しまして、私としては、今後、根絶に向けて、市として抜本的な大きい対策を打つたほうがいいと思っております、市としまして、今後どのようなことを考えていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思っております。

これから、来年度予算の編成に入っていくと思われまますので、その前に方針のほうをきょうお伺いしておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 3番、植村議員の台湾リス根絶の徹底について、来年度以降の対策の方針をどのようにお考えかというところでの御質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃったとおり、去る8月27日から29日の3日間にかけて、森林総合研究所の安田雅俊博士においでいただき、壱岐の現状について調査・考察をしていただいたところでございます。

その中で、27日には、市民の皆様を対象とした講習会を開催し、約90名の方が参加されまして、活発な御意見をいただきながら、大変有意義な講習会となり、台湾リスに対する市民皆様の関心の高さが伺い知れたところでございます。

また、28日には、郷ノ浦町大原触、芦辺町中野郷東触、勝本町上場触の3地区に現地調査に入っいただき、捕獲器の設置状況、台湾リスの生息状況、森林被害の状況につきまして調査をしていただいたところでございます。

さて、講習会の折にもお話がありましたが、リスは放置すると、自然に4割ふえ、2年で倍になるということでございます。捕獲数が、昨年度は1万6,300匹、今年も半年で1万匹を超えている状況の中で、生息数もふえているのではないかとこのことでもございました。

安田博士のお考えは、ふえる以上にとる以外に減らす手だてはないということでございます。当たり前ともとれる考えではございますが、これが、今後、壱岐市内で行っていくべき方策であると考えているところでございます。

現在、台湾リス被害への対応につきましては、市や県、JAや猟友会など関係団体で構成をされます壱岐地域鳥獣被害防止対策協議会におきまして、対策の検討、実施を行っております。

今後も関係者が一体となって、全島的な取り組みとして進めてまいります。とりわけ、リスの

捕獲につきましては、市民皆様の協力なくしては進めていくことはできません。捕獲料の支払い回数に関する事など、現在の対策について改善すべきところは対応してまいりますので、今後とも御協力をお願いしたいと思っております。

その上での具体的な方策でございますが、植村議員の御指摘のとおり、また、安田博士にも御意見を伺いましたが、来年度に向けまして、具体的な駆除計画を策定し、その駆除計画に沿った実施部隊であります捕獲専従員の配置を検討してまいりたいと考えております。この専従員を配置する体制の中で、市民皆様からの捕獲の依頼、要望にもお応えすることができるような体制を整えたいと考えております。

また、捕獲専従員の配置に加えまして、効果的なわなの導入につきましても、安田博士が取り組まれている最新の研究なども踏まえながら、壱岐での実証実験なども行い、導入の検討を進めていきたいと考えております。

安田博士には、今後も継続して、壱岐の現場を見ていただきながら、効果的に、そして着実に根絶へ向かうよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

このタイワンリスにつきましては、すぐに根絶というわけにはいかないと考えております。地道に、着実に、ふえるよりも多くとるということを進めていくところをございまして、具体的な取り組みにつきましては、市民皆様へも逐一情報をお知らせしながら進めてまいりますので、御協力いただけますようお願いいたします。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 具体的な話が出てまいりましたので、私もその方向でやっていただきたいと思います。

まず、駆除計画の策定、これも先生のおっしゃるには、やっぱり面的に地域を区切ってやるとか、川とか田んぼ、畑等の森林ないところで切っていくといった方法があるみたいですので、そういったことも考慮していただきたいと思っております。

それと、専従チームなんですけども、これは私もちょっと考えたんですが、例えば、地域おこし協力隊の方を招聘して参加していただくとかいうこともあり得るんじゃないかと。予算もないところがございますから、そういった工夫も要るんじゃないかというふうに思っております。

さらに、探しましたら、環境省のほうで事業がありまして、環境省生物多様性保全推進支援事業というのが従来からあっているようでございます。こういった国の事業も活用しながら、県などとも相談して進めていっていただきたいと思っております。

それと、啓蒙活動としまして、逐一御紹介いただけるというふうなお話でございましたので、非常にいいことだと思っております、この啓蒙活動の中に、この前参加してわかったんですけ

ども、わなをかけに行ったときに、私有地に入らないでほしいとおっしゃる方がいらっしゃったという話を聞きました。その気持ちはわからないでもないんですけども、わなをかけに行ったときに、一般の方の森林に勝手に入るといった行為になってきた場合に、ある程度の寛容性といえますか、これはリスをとるためだといった意味も込めたことを理解していただくための周知活動も要るのかなど。そうしますと、ある程度のリスをとったときの発信としてのニュース性のあるような、価値のあるニュースを市から発信していただきたいというふうなことも考えております。

ですから、被害状況でありますとか、駆除の必要性、または、駆除の進展ぐあい、こういったものを住民に教えていただければ、ある程度理解が深まるのではないかというふうに思います。

さらに、私が考えた案ですけども、例えば個人でやるとやりにくいと。死んだ、死骸になりますので、持ち込みが大変になってくる場合は、ある程度グループでやる方もいらっしゃるかもしれませんが、任意の団体への支援でありますとか、公民館単位の取り組み、もしくは、まちづくり協議会とかの取り組みがしやすくなるような何かの方策を考えてもいいんじゃないかというふうに思いました。

あと、わなの貸し出しなんですけども、現在貸し出しはされていないということで、2,000円で購入というふうに聞いております。その2,000円の購入も、結構わなを仕掛ける負担になっているんじゃないかというふうに思いました。例えば、わなを貸し出すときに、例えば1,000円で補償金を取って、返却があったら返しをするといったようなシステム、何かしらのその、貸しっ放しではなくて、お金が発生する貸し出しの方法というのがあれば、管理がしやすくなるんじゃないかというふうにも思いましたので、そういった工夫が要るんじゃないかというふうに思いました。

最終的に、島民のタイワンリスを根絶するという意思を確認と、あと情報発信を込めて、タイワンリス根絶宣言ということを出すというような方法をすれば、島外・内、両方ともに意識が高まるんじゃないかと思っておりますけども、そういったこともあり得るかどうか、ちょっと白川市長のほうに御答弁いただけると助かるんですけども。根絶宣言ですね。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいま、いろいろと御提案をいただきましてありがとうございます。

今おっしゃった内容につきまして、今度の駆除計画の中でそれぞれ考えていきたいと思っておりますし、その意識を高める意味で、根絶宣言をしたらよくないかということでございますけども、そこは、意識を高めるためにはどうしたらいいかといったところも含めまして、今後考えさせていただきたいと思っておりますので、今回このような形で答弁させていただきます。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） ただいま、台湾ワリスの根絶宣言をしたかどうかということでございます。

根絶宣言、私は、ひとつ今回の講習もございました。そして、今、植村議員の御提案もございました。そういった中で、いわゆる専門チームをつくる、あるいは、ある一定の根絶に向けての体制が整った時点で、その根絶宣言、ぜひやりたいなと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 市長の力強いお言葉ありがとうございます。

今後、計画つくる中で、ぜひとも、根絶に向けて進めていただけるようお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、次の話に移りたいと思います。次は、入札制度改革についてでございます。

入札制度につきましては、これは公共事業の税金を使う事業ということですので、競争性でありますとか、透明性、経済性が確保されなければなりません。その一方で、工事をすることの質の確保、それと、技術と経営に優れた健全な建設業者等の育成が必要かと思っております。今回の質問は、現在の入札制度が、壱岐市に合った適切な入札制度かどうかということを確認したいと思っております。

昨年、長崎県警から改善の指摘がありました入札制度でございますが、今年の4月から、入札契約制度が改定されまして、現在は、国等で実績のあります中央公契連モデルということで、国の方法を準用しているといったような方法かと思っております。この方法が4月から始まりまして、もうすぐで半年がたとうとしております。この新制度でのメリットとデメリットがそろそろわかってきたんではないかと考えておまして、壱岐市の入札情報システムを見ますと、今年度、既に300件以上の入札があっているように見受けられます。また、島内紙の紙面上の入札結果を見ますと、最近の落札率が86から88%前後の数値が目立っているのかなというふうに思っております。

建設業界の一部の方から指摘がありまして、最低制限価格につきましては、以前が90から91%だったものが、今は、先ほど申しました86から88%というふうに下がっておるということで、実質的に約3%以上が、最低制限価格、下がったんじゃないかというふうに指摘をされております。県のほうを見ますと、県は、工事請負契約の最低制限価格を90から92%というふうに、今月9日から改正いたしました。土木工事だけじゃなくて、コンサルのほうもそうなんですけども、コンサル業界の方からは、今度は、入札参加業者数がふえたということで、むしろ多いんじゃないかというふうなお話を聞きました。そういった変化があっているんじゃないかということで、今回、質問させていただいております。

そこで、まず、質問1番目としまして、今回の入札制度改革で大きく変わったことは何なのか。

2番目に、工事請負契約の落札率は、改定前後でどの程度変化したのか。3番目に、工事請負契約の最低制限価格は、改定前後でどの程度変化したのか。4番目に、県の最低制限価格改正をどのように受けとめているのか。5番目に、これはコンサルなんですけども、コンサル契約の入札応募数は、改定前後でどの程度かわったのか。それと、6番目としまして、コンサルの入札結果といいますのが、電子入札になっていないということで公表されていないようでございます。これを公表できるように改善していただきたいと思っております、改善する意向があるのかをお伺いいたします。

私は、今の国の方法に従った方法ですと、最低制限価格が75%から92%の範囲に収まるようになっております。県のほうは90%から92%になっておりまして、国の方法よりも県の方法のほうが、壱岐市の実状に合っているんじゃないかというふうに思っております、そのへんの観点からも御答弁いただければと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（豊坂 敏文君） 眞鍋副市長。

〔副市長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○副市長（眞鍋 陽晃君） 3番、植村議員の入札制度改革についての御質問でございます。本年4月からの本市入札制度の改定に当たりましては、本制度の施行前に御説明をさせていただきましたが、昨年、入札制度の見直しについて厳しい御意見がありました。一般競争入札の原則、予定価格の事前公表、固定型最低制限価格の導入、1者入札の原則取りやめの4点を主として改定を行っております。制度改定から現在までの入札を通してかわった点といたしましては、最低の価格をもって応札した業者が複数となる状況が多く、くじ引きによる落札者の決定がふえているというところで、これにつきましては予定価格の事前公表によるものと考えられ、予定価格から最低制限価格を類推し応募する業者が増加したためと考えております。

次に、工事請負契約の落札率は改定前後でどの程度変化したかについてでございますが、契約班で実施をいたしました入札でございますが、30年度の工事の落札率は97%、コンサル関係の落札率は90%でございました。また、改定後の4月から7月に行いました一般競争入札による工事の落札率は95%、コンサルタント関係の落札率が約96%と、昨年度と単純に比較しますと、工事の落札率が、現在のところ若干低く、コンサルタント関係が高く推移をしているところでございます。

次に、工事請負契約の最低制限価格は、改定前後でどの程度変化したかについてでございますが、平成30年度の最低制限価格による落札は、512件中36件でございました。本年度は、7月までで257件中142件と大幅にふえています。

次に、県の最低制限価格改定を、どのように受けとめているかについてでございますが、冒頭に申しましたとおり、本市では、県に先駆けて中央公共工事契約制度運用協議会モデル、いわゆ

る、中央公契連モデルでございますが、それによりまして、最低制限価格の設定75%から92%の範囲の導入をいたしました。ただいま申しました中央公契連モデルは、国土交通省及びその他国の各省庁などで構成する中央公共工事契約制度運用協議会において、毎年、必要に応じて最低制限価格の基準となるモデル等の見直しが審議をされまして、決定した内容が各自治体へ通知されることで、その運用方法を決定する際の標準的な基準として示されております。今年3月に改定が行われましたが、その見直しは工事の手抜き等を招き、その品質が低下されるのを懸念されるほか、下請け業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底につながり、引いては、建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害することなど、ダンピング受注等の防止に向けた措置と認識をいたしております。今回の県の改定は、今まで、県独自の最低制限価格で行っていたものを本市と同様に、中央公契連モデルが準用されておりますが、その大前提となります最低制限価格の率の範囲の設定におきまして、議員から御質問がありましたように、その下限をモデルの75%ではなく、改正前の県独自の最低制限価格であります90%とし、上限のみを中央公契連モデルに合わせて92%に引き上げられております。県が国と異なる設定を行っている理由につきましては、確認はいたしました。詳細についての情報は得ておりません。

先ほど申しましたとおり、中央公契連モデルは標準的基準として国から示された算定方式でありまして、その運用につきましては、各自治体の実状に合わせて設定をするところと考えております。よって、県の制度について、まだ詳細をつかんでおりませんので申し上げられませんが、本市といたしましては、この4月から改定をいたしました内容により、透明性、競争性、公平性、経済性の確保に、引き続き、努めてまいりたいと考えております。

次に、コンサル契約の入札応募数は、市の改定前後でどの程度かわったかについてでございますが、昨年までの入札は、主に指名競争入札で、参加業者を本市が指名をしておりましたので5社程度でございました。本年度からは、一般競争入札で行っておりまして、本市の入札参加資格者名簿に登録されている業者が希望をして参加をされております。よって、比較する内容が違いますので明確な回答はできませんが、単純に業者数はどうか変わったかと言われますと、当然、増加しております。しかし、これは、広く参加を求めることで機会均等が図られ、公平性、競争性が保たれていることにつながっていると考えております。

次に、コンサル入札結果が未公表のままですが、改善する意向はあるのかについてでございます。工事と違い、現在のところ、コンサルタント関係の入札は全て紙による入札で行っておりますので、公表につきましては、現段階では、財政課、もしくは、それぞれの事業所管課で閲覧によるところで行っておりますが、今後、コンサルタント関係の入札につきましても、建設工事と

同様に、電子入札の導入を行い、閲覧が可能となるよう整備を進めているところでございます。

次に、壱岐市にあった適切な入札制度は、国に従うより県の制度に対応したほうがより実状に沿うと考えますが、市の見解はということでございました。質問の内容に入っております。先ほども申し上げましたとおり、県が国と異なる設定を行っている理由につきまして確認はいたしました。詳細についての情報を得ておりません。今後、県の詳細な情報を得て、研究、検討したいと考えております。

以上で、答弁を終わります。

〔副市長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 御答弁いただきました。答弁のとおり、ことしの4月から大きくかわっているということで、入札の結果もかわってきていると考えていいと思っております。中に、まだ確認していないという点もございましたので、順番に、私のほうでも意見を述べたいと思っております。

まず、一番最初のくじ引きがふえたという件です。これは、当然の結果だと思っております。この国の方法によりますと、75%から92%の範囲で最低落札価格、決まってくるんですけども、傾向として、大きい物件は90%を超えてくると。安い物件は、もう80、70の域に入っていくと。理論的には、75より下回ってくる場合もあるけども、下回った場合は75でとめるといった制度でございます。

上は上で92を超える場合もありますけども、92を超えるものは92にするといった制度で、75から92の範囲で最低制限価格の率がかわっているというのが国の制度でございます。これで行きますと、壱岐市もこれを採用しておりますから、理論的には80台の前半とか70台で計算がされるということも起こりうるわけでございまして、去年、90%前後で推移していた落札最低制限が下がる可能性があるというのはわかると思います。国に比べて事業が小さいので、小さい事業が多いですから90よりも下回る数値になるということは想定できていたんじゃないかというふうに思っております。

その中で、くじ引きがふえているといったものは制限付の一般入札ですから、多くの業者が競争でなるべく取ろうとしてまいりますので、最低制限価格に近づいてくる札を入れてくるということで、そういった業者、数がふえてくれば、もう、最低制限価格で札上げをすると、複数、業者が集まってくるということですので、当然ながらくじ引きになります。ですから、くじ引きをする件数がふえてくるということになりまして、業者のほうもくじでしか仕事がもらえないといった状況になっていくということです。それで、くじについては、能力がある、ない。いっぱい業者がおりますけども、結局、くじ引きによる選定ということですので、運がよければくじ引き

は当選するとなりまして、逆に、運が悪ければ外れてしまって連続するといったこととなりますので、そういった傾向になりやすいシステムだということをお指摘したいと思っております。

それで、どの程度変化したかの話なんですけど、落札率の改定前後については97から95ということで、若干下がっているといったことをごさいました。これは、かわったことにより低下ということで、いい傾向じゃないかというふうに思っております。

3番目の最低制限価格の改定前後の変化については件数で御指摘がありまして、36件から142件になったということで、これも、今回の変化、改正によったものでありまして、最低制限価格の変化といいますけど、今回、件数だったんですけども、私の実感としまして、データを見たわけなんですけども、データも全部見たわけではございませんが、ことしの4月前、ことし1月から3月ぐらいの落札最低制限価格についてはおおむね90%前後、90から91ぐらいだったんじゃないかなというふうに思っておりまして、それが、5月過ぎたぐらいから85から86%ぐらいを、から87ぐらいが続くといったような、目立ってくるといったような傾向がありまして、やっぱり、3%ぐらいの開きがあったんじゃないかというふうに、これ、私の印象です。新聞等のデータから見た印象として思いました。

それと、県の最低制限価格との受けとめなんですけども、まだ詳しいことを聞いていないというふうなことをごさいました。私も、県の担当者の方に電話して、ここの90から92にかわったことに対するコメントと言いますか。なぜ、こういうことになったんですかというふうにお話聞いたんですけども、国の制度に合わせて、やっぱり、中央公契連モデルを採用するといったことは指摘がありました。それと、90という数字につきましては、その担当者の言わっしゃったのは、長崎県内の実状ということで、県内には、やっぱり、中小企業が多いと。体力がある会社もあまりないということでしたので、中小企業のことを考慮して90というふうに設定をしましてというふうに、私のほうにはお答えいただきました。これ、確認をされてないということでしたので、このへんをもう少し県のほうと連絡、情報収集しまして、研究していただきまして、なるべく壱岐の実状というのを研究していただいて改善して、改善というか、改正といいますか、考え方を整理していただきたいというふうに思っております。

それと、コンサルのほうの話なんですけども、コンサルは入札応募数が、これ、比較にならないということだったんですけども、明らかにふえておりまして、といたしますのが、私もちょっと電話で、これは確認したんですけども、最大で今25件が入ってくる案件型というふうに聞いております。最大で25件。20件ぐらいの件数が入ってくるのも結構あるということで、これに伴って業務量がふえているんだろうとうふうに考えておりまして、きのうの総務部長の答弁にありました残業の時間です。1人当たりの平均時間数が、2番目に財政が多かったということだったと思いましたが、財政課の残業数多いのは、そのへん関係しているんじゃないかというふうに

推測しました。ですから、昨年まであったコンサルの入札件数が、ことしは異常にふえているんじゃないかというふうに想像しております。そのことによって、今度は、この業者のほうが、私、島内外あるんですけども、20件以上超えてくると、やっぱり、抽選みたいものになってくるので、ほぼ取れないということになるので、これはちょっと、今後、参入しにくいなというふうなこともおっしゃっていました。

ですから、幅広く集めているのはいいんですけども、そのことによって、良質な業者のほうが辞退していく可能性が高いなというふうに思いました。ですから、この制限法、制限のかけ方を、ある程度考えていって、もう少し絞り込んだほうがいいんじゃないかというふうに思います。例えば、壱岐にとってメリットがあるように、壱岐の中の、まず業者、第一優先としまして、壱岐島外となる場合は、長崎県内に本社があるだけとか、長崎県内に支店とか営業所があっても福岡とか東京都から入ってきますから、長崎県内の場合は本店に限るというふうにするとか、そういった工夫があればいいんじゃないかというふうに思いましたが、これは私の私見です。それは、いろいろ研究する余地があると思っております。

それと、結果が未公表の件なんですけども、これ、私もいろいろと探しまして、島原市さんだったかがPDFで結果を出してました。ですから、手入札で、今、電子ではありませんから、そのへんはPDFのほうで公表できるんじゃないかと思っております。

以上までで、何かあればいただけますでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 眞鍋副市長。

○副市長（眞鍋 陽晃君） 再質問でございますけれども、先ほど申上げましたとおり、県の情報、確認はいたしましたけれども詳細をつかんでいないということでもあります。その詳細について確認をいたしまして、検討を進めて、そして、今後の対応について活かしていきたいと思っております。

それから、コンサルの件でございますけれども、これは、やはり、一般競争入札という、そういう方針を市が打ち出してやった結果、当然、これは応募者も県に指名を出しておられますので、その中から、やはり、皆さん方に応札をしていただいて、そして、競争をしていただく。そして、また、これがより透明性のある入札じゃないかというふうに考えております。

特に、議員も10日の質疑の中で、今後の財政について御質問いただきました。議員おっしゃるとおり、地方公共団体の調達につきましては、その財源を市民皆様の税金等によって賄われておるところでございます。安価で、よりよいものを調達をしなければなりません。そのために、地方公共団体が発注を行う場合には、最も競争性、透明性、公平性、経済性などに優れた一般競争入札を原則として、法律の定めるところや国の通達、指針に基づきまして、その時々的情勢、環境に応じ、制度の構築を本市では図っておりますが、その大きな転機が、昨年、厳しい御意見

があったことから考えております。

今後におきましては、本市が発注する建設工事については、入札及び契約手続等の更なる透明性を確保するために、また、公正な競争を促進することを目的に、第三者機関であります入札監視委員会の設置も視野に研究を行っておるところでございまして、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 検討よろしく申し上げます。競争性、おっしゃるとおりです。私も、そう思います。ここは十分確保していただきまして、競争性、透明性、経済性。これは、もう、税金を扱うことですから、絶対重視していただきたいと思っております。ただし、やっぱり、島内産業の育成、これもいくと思うんです。過度な低入札にならないように、なるべく壱岐の島の経済のことも考えていただきまして、そこも留意していただきまして、競争性、透明性、経済性、全てが納得いくように検討していただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁、要りますか。

○議員（3番 植村 圭司君） 答弁、言ってもいい。

○議長（豊坂 敏文君） 要りますか。はい。副市長。

○副市長（眞鍋 陽晃君） 市内業者の優先については、皆様御承知のとおり、ランク付をしているところございまして、そういうことを踏まえて、今、進めているということを御認識をいただきたいというふうに思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 次にまいります。幼保無償化ということで、幼児保育と教育の無償化ということで御質問させていただきます。

今度の10月から、消費税増税に合わせまして、幼保無償化が実施されますけれども、この前、8月の中旬ぐらいに、一般の方々を対象に説明会がありました。その中で、職員の方が一生懸命説明されてありまして、私も参加させていただきまして、よく理解がしたところと、してないところがありまして、実は、まず、冒頭から、満3歳以上で2号認定以外の者が1号認定というふうな説明がありまして、私もわかりにくいなと思ったものですから、このあとに、参加された御夫婦さんに聞いたら、うちの子は何号認定だったとか、結局、うちは無償化なのかなといったお話がありましたので、最終的には、幼稚園や保育所を通じて質問を伺いますという話でした。ここで、その話もありましたので、改めまして、今回の無償化につきまして市のほうの対応といたしますのが、十分であるか確認したいと思っております。

例えば、給食の副食代の徴収方法でありますとか、滞納時の対応。そして、慢性化している職

員不足の対応。こういったものをどういうふうに考えているか。また、予算のほうですけども、ことしは国ですけども、来年以降は、市のほうで全額となっております。このことをどういうふうに考えているかお伺いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁、どうぞ。市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 3番、植村議員の幼児保育無償化についての御質問にお答えをいたします。

御質問のとおり、10月から幼児教育、保育の無償化制度が開始されます。本制度は、満3歳の誕生日に達した日以後の最初の4月1日を迎えた子供から小学校就学前までの子供の幼稚園授業料及び保育料。また、市民税非課税世帯に属する3歳未満時の保育料が無料となるものでございます。食材料費、行事費等はこれまでどおり保護者の負担となりますが、年間世帯収入が360万円未満の世帯に属する子供及び第3子以降の子供については保育所及び認定こども園での副食費、おかず代、おやつ代等でございますけれども、が免除されるものでございます。

御質問の1点目、新制度を迎えるに当たっての準備状況につきましては、まず、制度の周知を図るため、先ほど議員もおっしゃられましたとおり、7月9日に壱岐の島ホール、中ホールにおいて、小規模保育施設などの設置者をはじめ幼稚園、保育所などの関係職員を対象に制度の説明会を開催いたしました。さらに、8月19日から22日までの4日間、各町ごとに保護者向け説明会を開催いたしましたところでございます。その後、市民皆様からの問い合わせに対しましては、各施設や担当課において対応いたしまして、制度の周知と御理解に努めているところでございます。また、子ども・子育て支援システムの開始を進めるとともに、教育委員会や各施設と連携し、円滑な新制度への移行に努めているところでございます。なお、幼稚園授業料及び保育料につきましては、例年9月中に、世帯の前年の所得に応じまして、9月から3月分までの料金の見直し作業を行います。本年度に限りまして、無償化対象児童につきましては9月分のみ見直し作業を行い、10月からの無償化後の料金等については、10月中に再度、通知を行う予定といたしております。

2点目の主食代と副食代の徴収方法や滞納時の対応についてでございますが、先ほども申しましたとおり、年間世帯収入が360万円以上の世帯に属する子供については、主食費並びに副食費を御負担いただくこととなっております。公立保育所等におきましては、現在、主食は持参していただいておりますので、10月以降も今までどおり主食については御持参いただき、副食費につきましては、これまで保育料に含めて納付いただいておりますが、保育料が無償となりますので、10月以降は副食費として市へ納付いただくこととなります。副食費の額につきましては、おやつ代を含む食材料費から計算いたしまして、1人当たり月額4,500円といたしてお

ります。私立の副食費等につきましては、それぞれの施設があらかじめ保護者に十分な説明を行った上で、それぞれの施設で金額を決定し徴収することとなります。副食費の滞納が発生した場合、公立におきましては、現行どおり、市で徴収を行います。私立につきましては、市に対し徴収に関する相談があった場合は、納付については保護者と施設間の調整を行うこととなります。

3点目の想定される職員不足への対応につきましては、現状におきましても、有資格者の職員が不足傾向にありまして、随時、職員の確保に努力しているところではございますが、今後、無償化に伴う幼児教育、保育のニーズの変動などを見極めながら必要職員の確保に努めてまいりたいと考えております。また、長期的には認定こども園の設置と合わせまして、公立の幼児教育、保育施設の統廃合や民営化も考慮しつつ、市民の皆様の御意見を伺いながら人材の確保を図るとともに、幼児教育の質の向上と利用の確保を目指してまいります。

最後に財源についてですが、議員御存じのように、私立も公立施設も本年度分については国の子育てのための施設等利用給付交付金で措置されますが、来年度以降は、私立については、本年同様、交付金で措置され、公立施設分につきましては、交付税措置があるものと聞き及んでいるところでございます。

以上でございます。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 10月からの対応ということでお話をいただきました。滞納時等、ちゃんとできるということで安心をいたしました。きょう、このテレビ見てらっしゃる方も整理して理解されたと思います。滞りないように、今後もやっていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

もう、ここで時間になりましたので、私はここで一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

〔植村 圭司議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、植村圭司議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩といたします。再開を11時35分といたします。

午前11時20分休憩

.....

午前11時35分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けますが、ここで永田建設部長より発言の申し出がっておりますので、これを

許します。永田建設部長。

○建設部長（永田秀次郎君） 先ほどの10番、町田正一議員の一般質問において、急傾斜の防災対策について、県の予算はという御質問に対して答弁漏れがございましたので、確認できましたのでお答えをさせていただきます。

本年度の急傾斜関係の壱岐振興局管内の予算は、国の補助事業で勝本の黒瀬西地区と芦辺町の瀬戸浦東部の2地区で5,950万円、県単独事業で急傾斜地の間詰コンクリート等の施工費で3,400万円、それから維持管理費で140万円、合わせまして9,350万円を確保しているとのことでした。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 次に、7番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

○議員（7番 音嶋 正吾君） 通告に従いまして7番、音嶋正吾が一般質問をいたします。

私で本議会11名の議員諸氏が一般質問をいたしました。最後の一人、私が行います。皆さんもお疲れでしょうから、昨日の赤木貴尚議員の質問みたいに、私もなるべく答弁を求めない形で政策提言をしたいと考えております。

なぜかといいますと、有人国境離島が抱える社会問題点ということでありまして、一朝一夕に解決できる問題ではございません。ですから、一步踏み出しましょうということで、白川市長にボールを投げてみたい、そのような気持ちで一般質問をいたします。

一般質問とは何なのかということも改めて考えてみました。行政全般にわたり、議員主導による政策議論であるというふうなことが広辞苑に書いてあります。私もその趣旨に沿って、ならば今申し上げましたように政策提言をしていいんだなという思いがございますので、早速質問にかかりたいと思います。

今、地方を取り巻く状況はどこも同様ではございますが、高齢化の波、少子高齢化により生産年齢の人口減により離島並びにその過疎地域の土地が非常に荒廃をいたしております。農地は荒廃田がふえ、そして一般の宅地は空き家になり、閑散たる状況でございます。

そしてまた、壱岐市においても同様に過疎化が進んでおります。まず農地の状況におきましては、29年度農業委員会からの農地の現在の耕地面積並びに遊休地のデータをいただいております。

壱岐市では、耕地面積いわゆる農地の面積が3,966ヘクタールございます。そのうち耕作されておる土地が3,404ヘクタール、2号遊休地といひまして耕作しておる土地よりか1年ぐらゐ放棄しておったためにいわゆる荒れている土地、これ2号と申します。そして1年以上耕作しておらず、今後も耕作見込みがない2号遊休地というのがございます。

これが、2号遊休地で190ヘクタール、1号遊休地で226ヘクタール、そして極端にもう荒れてるB分類荒廃地といいまして、これが約146ヘクタールございます。これは、平成29年度のデータでございます。後ほど農林部長さんのほうから報告があろうかと思いますが、極端に改善されておることはないだろうと思いますが、壱岐市にはこれぐらいの土地がございます。

そしてかつ、やはり経済が停滞し、そして生産年齢人口が減少する、そしてまた農業離れが加速をいたしますと、そして経済も困窮をしておる中で固定資産税の算定根拠であります基準財政需要額が年々減額をしていくということ予測をされます。

それで、この結果も税務課のほうに問い合わせしてみました。壱岐市の現在土地の課税標準額がどれくらいあるのかと。これ当然公共用地はかかりませんので、それをのけた課税標準額、固定資産税をかけるもととなるものであります。これが151億9,696万1,000円、ならばこれがいわゆる実勢価格というのは約、これに30%を乗じた金額ぐらいになろうかと思えます。

それを計算しましたら217億円、約壱岐の民間の財産資産というのは217億円ぐらいなんだということが大体つかめました。正式な数値ではございません。おおよその基準とする価格であろうかと私は認識をいたしております。

そうした中、やはり後継者が島内にいないと、将来在住する見込みがないため、宅地、雑種地、山林、原野、農地等の不動産を売却を希望される方が多数存在する実情にございます。

今回で3回目の私の質問になろうかと思えますが、市内の土地を外国人または外国法人に売却された物件を市として把握をされておるかどうか、まずこの点をお尋ねをいたします。

そして、その実態を把握するためにどのような措置を講じて把握されようとしておるのか、この点についてもお尋ねをいたします。

次に、以前も一般質問において対馬市の事例を取り上げ、韓国人、韓国法人、中国の資本による巧みな土地取引の現状について、若干述べさせていただきました。その折の市長部局の市の見解は、国の政策にゆだねる旨の答弁をなさっておりました。

そこでお尋ねをいたします。その後関係機関に何らかのアクションを起こされたか否かの見解を求めます。

次に、私は有人国境離島新法は経済発展のためには大変貢献をしておる、助かっておるということは歪みません。しかしその反面、いわゆる経済対策と同様に有人国境離島の置かれている立場をもっと加味して、有人国境離島の土地取引に関する厳格な法がございません。現在あるのは外国人土地法のみであります。

この法律が施行されたのは、制定日から申し上げます。大正14年3月31日であります。施行されたのが4月1日であります。大正といいましたら、日本においては明治憲法、すなわち大

日本帝国憲法でございました。

その一条の条文にはこのように書いておられます。臣民、勅命とかいう用語が出てきます。こういうのは今の、現下の日本国憲法には私は尊重されないと考えております。ですから、当時は法務省の関係の法律として施行をされております。非常にこのように古い法律のもとに今日まできております。私は、早急に是正されるべきであろうというふうに考えております。

そして次に、対馬の竹敷地区、いわゆる海上自衛隊対馬防備隊本部の周辺は韓国資本によって土地を買収されております。また、その買収した比田勝から厳原までの土地、点点点とございますね。その土地を中国の共産党政権により土地取得がなされております。いわゆる私はこれを武器を持たない水面下の戦争であると比喻しております。

壱岐市にもこうした韓国の法人、統一協会から買われた土地があるやに思います。ほかにもあるやに考えます。行政はこの件に関して把握をされておるのかお尋ねをいたします。

市長、私お隣の対馬であり壱岐であり、対岸の火事として捉えることは愚かな妄想であるというふうに考えております。そしてまた、有人国境離島自治体が大同団結して外国人土地法の厳格化について働きかけていただきたい。

申しますならば、防人の地であり要衝の地であります。有人国境離島が果たすべき国土保全の観点、そして領海、排他的経済水域等々に非常に影響を及ぼします。いわゆる領海の基線になります。市長も過去に離島振興協議会の会長をされ、本有人国境離島新法制定に多大な御尽力をいただいたことは私も承知をいたしております。そうしたことで、市長がイニシアチブをとって国に働きかける用意はないのか。

以上、申し述べました件に関して理事者の答弁を求めます。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋正吾議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 7番、音嶋議員の耕作放棄地の現状と、その対策についての質問にお答えをさせていただきます。

なお、部局は違いますが農業委員会の取り組みにつきましても含めて答弁をさせていただきますと思います。

耕作放棄地の現状とその対策についての見解をとということでございますが、農業委員会において毎年全農地について現地調査を行っております。調査内容としましては、1年以上にわたり作付が行われておらず、今後も農地の維持管理、草刈りとか耕起とか農作物の栽培が行なわれる見込みがない農地、先ほど言われましたこれは1号遊休といったところになります。

それから、農地が森林の状態になっており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用するこ

とができないと見込まれる農地等、先ほどおっしゃいましたB分類荒廃というような言い方をしているようですが、それをそのような区分をいたしましていわゆる耕作放棄地と捉えられる農地が平成30年末で約366ヘクタールと、農地全体の約9.2%に当たることになってございまして、近年耕作放棄地が増加している状況となっております。しかしながら、ここ一、二年は耕作放棄地についての面積は特に変わってはおられません。

現在行っております対策につきましては、平成26年度から農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積、集約化を進めるため、都道府県ごとに農地中間管理機構が設立をされておまして、高齢等により耕作することが困難な場合には農業規模を拡大したい農業法人等に、農地中間管理機構を通じての契約を行っております。

平成30年度の契約面積は約111ヘクタールとなっており、一方農地流動化事業の契約面積は約40ヘクタールとなっておりまして、担い手への農地集積に取り組んでおります。また、平成30年度に農地として復元を図るため、国県の耕作放棄地解消事業の活用などによりまして27.9ヘクタールの解消が図られております。

今後は、耕作放棄地の解消には担い手の育成と受け手に対する積極的な働きかけや、受け手のニーズに対応した農地の条件整備、園芸等産地拡大と絡めた施策などの取り組みを推進していきたいと考えております。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 7番、音嶋議員の特定有人国境離島地域の社会問題についての第2点目から4点目までを私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、土地の課税標準額でございますけれども、御存じのように賦課期日が1月1日でございますからあえて平成31年度と申し上げたいと思います。平成31年度の課税標準額につきましては、先ほど音嶋議員御指摘のように151億9,696万円でございます。

地目別に申し上げますと、田18億6,807万円、畑4億8,062万円、宅地90億4,345万円、鉱泉地、温泉の泉源でございますけれども315万円、池沼560万円、山林10億5,078万円、牧場433万円、原野1億5,180万円、ゴルフ場用地5,712万円、雑種地25億3,200万円となっております。合計は先ほど申しました151億9,696万円でございます。

次に、市内の土地を外国人、外国法人に売却された物件を把握している事例があるかどうかということでございますけれども、有人国境離島法におきまして、国は国家安全保障にかかわる重要な問題との認識のもと、当該地域防衛施設周辺等における土地所有の状況を把握に努めるとさ

れております。しかしながら、地方自治体では外国人や外国法人の土地、不動産の売買に関し調査できる根拠法令がないために把握する動きにも至っておりません。

そのような現状にあつて、実態を把握するためのとるべき措置についてとの御質問でございますけれども、外国人の土地、不動産の取得につきましては、先ほど申されました外国人土地法による自由に取り引きができるよう定められております。

ただし、同法第4条では国防上必要な地区においては政令によって外国人、外国法人の土地に関する権利の取得を禁止または条件もしくは制限をつくることができるとされております。政令、これは御存じのように法律に基づきまして内閣府が制定する法令、これが政令でございます。しかし、この法令がまだ制定されたことはございません。

ちなみに壱岐における国防上必要な地区とあえて申し上げますならば、私は防衛施設がございます若宮島と思われましても、若宮島におきましては全ての土地が国及び市の土地の所有となっております。参考までに、隣の名島島の一部には個人所有の土地がございます。

そうした中で、地方自治体として考えられる措置の一つとして条例の制定があるかと思ひますけれども、条例制定には、後ほど申し上げますけれども国の法律等上位法に違反しないものであることとなつておりまして、上位法との整合性に十分注意が必要でもあります。

さらに、個人所有の土地、不動産の売買を制約することは財産権を規制することにもつながるということも考えられます。したがいまして、現時点で法律の範囲を超えて条例による規制を行うことは厳しいと考えております。

次に、前回答弁の後の関係機関に何らかのアクションを起こしたのかとの御質問でございます。

平成29年4月の有人国境離島法の制度開始以降、定期的に関係市町で会議を持っておりまして、保全に関する事項についても情報共有を行つております。国の動向につきましては、県より関係省庁へ問い合わせを行い、その結果についても情報共有をいただいております。

先ほど音嶋議員おっしゃいましたように、対馬での防衛施設の近くのリゾートホテル、あるいは最近では五島市三井楽町でも広い面積の土地をネット上で売り出すということも起こっていると認識をしておるところでございます。

ちなみに、防衛省関係で平成25年以降自衛隊施設等に隣接する土地の調査が実施され、平成29年度末で一巡目の調査が終了してございまして、現在二巡目の調査が行われているとお聞きをいたしております。

また内閣府関係では、有人国境離島について領海基線近傍の土地を対象に情報の収集をされてあると伺つております。御存じのように、壱岐におきましてはこの領海基線は辰ノ島の北方にあります平瀬が領海基線となつておるわけでございますけれども、その近くには土地はないということは思つておりますけれども、国のほうではそれを調査されておるといふことでございます。

また、有人国境離島法の目的といたしましては、有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持に関する特別の措置を講じ、もって我が国の領海、排他的経済水域の保全に寄与するものとされておりまして、有人国境離島法は、議員御指摘の国土を死守し国益を守るという直接のものではないかと存じます。

あえて申しますが、保全とは行政機関を設置したり国防上重要な土地を買い取ったり港湾の整備をしたりするというところでございまして、地域社会の維持とは無人化を防ぐためのさまざまな方策だと認識をしておるところでございます。

しかしながら、結果として国益を守ることは申し上げるまでもございませぬ。音嶋議員が言われるように国土を死守し国益を守るということに関しましては、外国人土地法で外国人や外国法人の土地、不動産の取得について制限がないために、安全保障上十分とは言えないと存じておるところでございます。

御質問の3点目、武器を持たない戦争いわゆる外国人、外国資本による土地買収については、対馬市では韓国資本、北海道では中国資本などによって不透明な不動産買収が進んでいることは非常に重要な問題であると認識しております。

先ほど申しました五島の問題でもそうでございます。特に過疎化や人口減少が著しい地方や離島にこの傾向があることから、当然対岸の火事であるというような考えは全くございませぬ。

政府は本年6月に所有者不明土地問題の関係閣僚会議を開き、その中で所有者不明の土地問題や外国資本が土地を買い占めている問題などを解決するため、土地所有者の所在地を的確に把握できる仕組みづくりと対策を進めると発表されております。今後、国や県など関係機関でしっかり情報共有を図り、適切に対応してまいりたいと存じておるところでございます。

これまでお答えいたしましたように、外国人土地取得については非常に重要な問題であると認識いたしております。音嶋議員の島を思う気持ち、国を思う気持ち、同感でございます。

ここで申し上げておきたいのは、平成29年6月6日に内閣委員会で和田正宗委員、参議院でございませぬけれども質問をされております。外国法人の土地に関する権利の取得を禁止または条件もしくは制限をつけることができるようになっておりますけれども、これまで制限をつける政令が制定されたことはございませぬ。これなぜ政令を発出しないのかという質問をされております。

これに対しまして、法務省大臣官房統括審議官の金子修氏が、外国人土地法は制限の対象となる権利、それから制限の対応につきまして政令に包括的白紙的に委任しておりまして、この点で憲法上の問題が生じる可能性があることから、同法に基づく政令を制定することにより外国人または外国法人による土地取得を規制することは極めて難しいと内閣委員会で答弁をされております。

このような状況にございまして、私は音嶋議員がおっしゃる国境離島の仲間たちで大同団結し

てこれらの法律を改正しようということをするべきだということでございます。

しかし、ただいま申し上げましたように国、法務省の統括審議官の答弁でございますから法制審議官の見解に近いものであると思っておるところでございます。大変全く御期待に沿えない答弁でございますけれども非常に難しいと。先ほどボールを投げられました。投げ返すことはできませんが、しっかりと受けとめておきたいと思ってる次第であります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（7番 音嶋 正吾君） 部長並びに市長から切実な答弁がございました。私は、この問題は一朝一夕にできない問題であるということは冒頭申し上げております。そして、今現在外国人の取引に関するいわゆる法律というのは外国人土地法以外にはございません。

先ほど申し述べましたが、大正14年にできたものであります。勅命というものは誰が発したんですかその当時。申し上げません。その当時の国家元首とは誰なんですか。これ非常に議論が分かれております。ですから、新しい法律にここは変える必要がある。現在は日本国憲法の中で生きております。そのことを非常に申し上げたい。

そして私は、外国人の土地取引に関する蔵書を5冊ぐらい読みあさりしました。その中で、外国人の土地取得に規制はない、こういうふうなタイトルで書いておられます。

一例を申し上げます。東日本大震災のときに、新潟県の市の体育館に中国人の皆さんが全部1つの施設に入られていたそうでありまして。そこの、名前は申し上げません、市議会議員さんが取材に行ったらシャットアウトされた。なぜかといったら治外法権と言われたそうでありまして。壱岐市の体育館の中にそうした在留邦人、いわゆる外国人が入った場合に入ったら治外法権というそうですよ。ちょっと信じられませんね。こういうことが起こり得るということを市民の皆さんにも知ってほしいんです。

そして、なぜ土地の売買がわからないかと言いましたですね、日本は土地取引のいわゆる登記を義務づけておりません。表題部に関して、表題部というのはいわゆる面積、そこの字、地番、住所、形状とか地目とかそういうのは届け出る必要があります。

しかし、権利部というのもございます。その人が誰なのか、そして抵当権が設定されておるか、そういうのは登記する必要はございません。今民法の中で177条に不動産登記に関する土地取引の要綱のみであります。

ですから、外国人が買ったって皆さんたち行政もわかるわけがないんですよ、わかるでしょう。登記する義務がないんです。ですから、私はこうした重大な案件に関して一市町村、一自治体が声を上げねばならないような法体系にすること自体本当にいかなものかと、苦言を呈したい。これは音嶋正吾は苦言を呈したい。なぜかと言いましたら、市長もこんこんと申し述べられまし

た。領土保全、そして海洋の排他的経済区域を主張できる基線であるわけですね。

そしてまたこの今東北アジア、いわゆる八重山諸島、それから行きますと五島列島、そして沖ノ島、そして佐渡、そして利尻島、そして礼文島、これは中国大陸との最前線であります。こうした土地が仮に買われた場合はどうなりますか。ぽつんぽつんぽつんと点で買われたとしますね。それはずっと最終的に線になります。それが、線が無数にふえれば面になります。こうしたら大変なことになるなど。

今の経済環境の中で、もう土地は売りたいと正直言われる方多いです。荒らすよりも売った方がいいと。非常に苦渋の選択であろうと皆さん方言われます。そうでしょう、子供さんは島外に出てUターンしないと。そしたらまた向こうに居住を構えるその子供さんが。

私はそういう皆さん方と数名おつき合いをしておりますが、本当にかわいそうです。この前申し上げましたが、独居老人の方が1,972名ほどいらっしゃいますね65歳以上の、壱岐市には。これは昨年11月現在の統計でありますので、その後変わったかもしれません。

しかし、この人口減少に伴い限界集落化が忍び寄っております。それを阻止するのが我々の使命であります。対馬市の市長を初め県会議員さん、うちの出身の山本県議もお座りでした。昨日県庁に陳情に行っておられました。

どういう陳情かと申しますと、日韓関係の冷え込みで6月までは月に3万人、そこまでは順調よく昨年度より18万人ふえていた。それが7、8月になったら8割減になったと。ですから、やはり対馬市の置かれた立場はわからないんじゃないんですね。

正直対馬市は、福岡市とどれくらい離れとるかなと思いましたが、113キロあるんですね厳原から博多まで。比田勝から博多までは147キロ、そしたら壱岐と博多これは76キロですか。ですからこういう比田勝と釜山は49.5キロです。ですから、経済的にもインバウンドに頼るほかない。そしたら、やはり隣国である韓国の皆さんが対馬を訪れる、そして今非常に厳しい経済環境に置かれておられます。

ですから、私は何が言いたいかといいましたら、今のうちに法整備をなさいと、冷却期間に。知事はこのように述べられておりました。壱岐にも当てはまることであろうと思います。一国だけに頼る経済対策を是正すべきであると、そう言われますけども、私もそれは十分認識をします。

しかし対馬の置かれてる状態、そして壱岐も同じなんですよ、陸続きならともかくそうしたことをやはり実直に有人国境離島の首長さんたちが一致団結して国に働きかけ、きちっとした法制化と土地取引の法制化をつくっていただけないだろうか、私はリーダーシップをとって有人国境離島新法を制定された尽力者であるその人は誰なんですか。今現在うちの市長ではございませんか。

私はそうしたことをやはり将来、これがSDGsなんですよ、違いますか。将来に向けての開

発目標じゃないですか。壱岐が一番でしょう。IT企業を誘致することも大変でしょう。しかし今、何を言いたいかと、壱岐らしさの醸成こそが私は将来への開発目標であると位置づけております。

何か変な政策論争みたいになっておりますが、私はそう思いますよ。それが本当の壱岐のいやしの島づくりじゃないかと。町田議員が言われてましたよ、インバウンド、Iターンの住宅をあれしてもここにいる人間が主じゃないかと、私もそう思います。意見食い違うことありますが、私もこの件では一致します。ここに住む人を大事にして、近きもの喜ばば遠きから来たらんという言葉があります。ぜひそういうふうにしていただきたい。

土地のいろいろる言われましたけど、土地をびた一文所有を認めてない国申し上げます。一番爆買いをしておるところです。中国。いいですか、日本の土地の全部、麻布にある中国大使館から8カ所の領事館全部日本の土地を買ってるんですよ。ベトナム、タイ、インドネシア、フィリピン、イスラエル、インド、ナイジェリア等が全く土地を外国人に持たせない、そして規制をかける。規制をかけていわゆる許可、審査をした後許可するところがインド、いいですか、次にまた韓国ですよ、日本の土地を買う韓国、シンガポール、マレーシア、バングラディッシュ、パキスタン、サウジアラビア、トルコ、ケニア、こういう国がございます。日本は入ってません。

アメリカの大使館は、こういう同盟国でありながら賃貸なんですよ賃貸。日本の大使館が。中国の大使館、これは前も申し上げました。一応皆さんに知ってほしいんですこの現実を、どうなのかということ。だから回答を述べないと、要らないと言ってるんです。

中国は3,330平米、東京港区の元麻布ここに所有しております。大阪総領事館、これ大阪ですわね364坪所有です。そして福岡総領事館151坪、これも所有です。全部です。所有じゃないのが名古屋の総領事館ですわね、そして今問題にされておる新潟の総領事館を建てかえると言って莫大な土地を買おうとしております。政権でどうなるかわかりませんが、非常に憂慮される。

こういうふうに武器を持たない戦争が忍び寄っておるということ、市民の皆さんにも知ってほしいと思うんです。私個人で申し上げます。郷ノ浦の町が仮にそういう事態になったらどうなるんですか。今の法律では規制できません。

そこら辺を今後、回答は要りませんね市長。昨日熟慮されると市山議員の質問で答えられましたが、私はこういうことのためにSDGsの推進のためも含めて熟慮していただきたいと思っております。

ですから、壱岐市民の皆さんに申し上げたいのは、売れば簡単ではあると思いますがどうか外国人にだけは土地を売ってほしくない。土地売買は自由であります。政府はGATに抵触すると申します。そしたらどうするんですか、こういう力がない離島の人間は誰が守るんですか。私

はそういうことを強く訴え、白川市長のリーダーシップを期待して今回の一般質問を終わりたいと思いますがもし、一人しゃべりましたんで市長から何か最後に答弁がございましたらよろしくお願いをいたし、一般質問を終わります。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

9月17日は各常任委員会、9月18日は予算特別委員会、9月19日、20日は決算特別委員会を、いずれも午前10時から開催いたします。

次の本会議は9月25日水曜日、午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時24分散会
